

## ○菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年12月5日  
告示第96号

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく日常生活用具給付等事業は、日常生活を営むのに著しく支障のある法に基づく重度障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

### (事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、菊池市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の実施に当たって、用具の給付等を適切に実施することができる者（以下「事業者」という。）に事業の実施を委託することができる。

### (用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 対象者は、市内に居住地を有する障がい者等で、給付等の対象となる用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等を受けられる者は対象者から除く。

(1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる在宅の障がい者等又は市長がこれに準ずる者として認められた者とする。ただし、1か月以内に施設等から退所し、在宅に戻る予定の者で、在宅生活のために用具の給付等が必要と認められる場合は給付の対象とする。

(2) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案し、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、人工内耳体外装置を除き当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合はこの限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が、部品の交換よりも真に合理的・効果的と認められる場合又は操作機能の改善等に伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付が可能であるものとする。

(3) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障がい者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

### (申請)

第4条 用具の給付等の助成を受けようとする障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付（貸与）調査書（様式第2号）を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。  
また、市長が必要と認める場合は、申請者に対し医師意見書の提出を求めることができる。

### (決定)

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付等の可否を決定したときには、日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付（貸与）券（様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

### (用具の給付)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付等を

受けるものとする。

2 前項の業者とは、日常生活用具の販売等を業とするもので、市長と当該事業に係る用具の給付について委託契約を締結したものをいう。

(用具の貸与)

第8条 第6条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消の決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第9条 給付等決定者は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払う額（以下「費用負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(貸与の取消し)

第11条 市長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 第3条第3号の規定による対象者でなくなったとき。
- (2) 貸与の対象となる障害者等でなくなったとき。
- (3) 市内に居住地を有しなくなったとき。
- (4) 障がい者等が死亡したとき。
- (5) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、日常生活用具貸与取消通知書（様式第5号）により用具貸与者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第12条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第13条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具及び人工内耳用電池の特例)

第14条 市長は、障がい者等の申請の手續きの利便性を考慮し、排泄管理支援用具及び人工内耳用電池については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 別表の基準額（月額）の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具及び人工内耳用電池に相当する額の2倍（2か月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (2) 給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付すること。
- (3) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき必要とする排泄管理支援用具及び人工内耳用電池に相当する給付額について行うこと。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、排泄管理支援用具及び人工内耳用電池については、対象者が在宅であることを要しないものとし、市長が生活維持のために給付が特に必要と認めた者については、給付できるものとする。

3 複数の排泄管理支援用具を必要とする者がある時は、第5条に基づき調査を行い、市長が給付を特に必要と認めた者については、複数の用具を給付できるものとする。

(台帳の整備)

第15条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付(貸与)台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(菊池市重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

2 菊池市重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成17年告示第57号)は廃止する。

(委託業者の特例)

3 平成18年9月30日までに、菊池市重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき、市と委託契約を締結している業者については、平成18年度10月以降も委託契約しているものとみなす。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際、現に廃止前の菊池市重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成21年告示第78号)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第157号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の菊池市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年告示第25号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第78号)

この要綱は、告示の日から施行する。